

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請(残留熱除去系主要弁の弁体取替工事等))【9】」

2. 日時：令和5年6月27日(火) 16時00分～18時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

東北電力株式会社：

女川原子力発電所 保全部長 他14名(うち4名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事の計画の変更認可申請審査資料一覧
- ・資料2 女川2号設工認 指摘事項に対する回答整理表
- ・資料4 女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要
- ・資料5 補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について
- ・資料6 補足-100-6-2 原子炉冷却材浄化系主配管の要目表記載変更について
- ・資料7 補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について
- ・資料8 補足-100-6-4 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について
- ・資料9 補足-100-6-5 外郭浸水防護設備(逆止弁付ファンネル)の要目表記載変更について
- ・資料10 設計及び工事計画変更認可申請書 申請範囲及び目録
- ・資料16 原子炉格納容器調気系主配管 要目表
- ・資料17 II 7.4 原子炉格納施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格
- ・資料24 VI-1 説明書
- ・資料25 VI-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書
- ・資料36 VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子炉格

納施設)

- ・資料 4 4 VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設
- ・資料 4 5 VI-2 耐震性に関する説明書
- ・資料 5 7 VI-3-3-3 原子炉冷却系統施設の強度に関する説明書
- ・資料 6 9 VI-3-3-6 原子炉格納施設の強度に関する説明書
- ・資料 7 0 VI-3-3-6-2 圧力低減設備その他の安全設備の強度計算書

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁伊藤です。それではこれから女川の辺人のヒアリングを開始いたします。
0:00:08	今日もですね
0:00:11	できれば、個別の条文の書類の話とかまで行きたかったですけれどもまずはコメント管理表の方を確認して行って、時間があればということでやりたいと思っております。
0:00:26	本日の資料の
0:00:31	2ですね。
0:00:32	回答整理表。
0:00:34	の順番で基本的には進めていきたいと思っております。
0:00:42	それでは早速ですが、
0:00:46	資料2の107番、ナンバー107、
0:00:50	のところですね。
0:00:52	ちょっと、すみませんここ、簡単に説明をしていただけますでしょうか。
0:01:03	はい、東北電力、渡部です。回答整理表、25ページ107番についてご説明させていただきます。
0:01:11	まず、コメントの趣旨としましては、逆止弁ファンネルについて、板材から管材にしているが、それが過去の耐震計算で、
0:01:21	強度計算書に対して、入力条件が適切であり、解析誤りではないというふうに
0:01:29	言ったのではないかと、いうことを整理して、ご説明するという中身になってございます。回答内容としましては、回答整理表、51ページ、別紙5にまとめておりましたので、そちらを見ていただければと思います。
0:01:42	こちらにですね、簡単に今回発生している解析を含めた、
0:01:48	業務表等の記載の経緯をフローで示してございます。
0:01:52	まずですね、設計製作段階においては、管財、
0:01:57	を使用するというので、設計の製作の方を逆止弁付ファンネル園本体を行っておりました。
0:02:03	これら解析、いわゆる耐震評価、強度評価においては、使用材料を管財として物性値をインプットして解析を実施してございました。
0:02:15	この後ですね、要目表の作成であったり、耐震計算書プール計算書の作成に移るわけですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	こちらですね管材を使用するものの、そのまま使用するわけではなくて、加工し、管材を加工して使用すること、アベまたは弁本体の寸法として要目表に記載する際には、
0:02:34	規格寸法ではなく、加工後の寸法を記載するという経緯があり、板材と記載すると時間ごとと、当時いたしました。
0:02:44	それを受けて、材料表記に関するインプットが、耐震計算書、強度計算書に入りまして、
0:02:51	耐震計算書、強度計算書の方でも、板材として影響、表記されていたものになってございます。
0:02:58	それらの結果設工認の申請書の方では、板材としての表記で新設されていたというものになってございます。
0:03:06	こちらのフローで紙を示します通り、解析段階においては、実際の使用材料である管材を使用する解析としておりましたことから、
0:03:17	我々解析誤りには該当しないと整理してございます。
0:03:20	それらのバックデータとしまして、今回既工認当時の社内の整理資料としまして、参考資料を添付させていただいております。
0:03:29	例えばですが、こちらの
0:03:35	資料の方ですね、62 ページであったり 63 ページを見ていただくと、
0:03:40	当時ですね、的弁本体については管材を使用しており全体についてはもともとの板材を使用する、物性値を入力していたということが、紐づけ上わかるかなと思います。
0:03:54	ですね、こちらですね、
0:03:57	今回ご提示させていただいてるのは機構に当時の社内整理資料ではありませんが、
0:04:04	逆止弁付ファンネルは手計算で評価を実施していることから、耐震評価、強度評価の、いわゆる解析のバックデータとしましては、
0:04:15	それぞれ
0:04:16	強度計算書、耐震計算書に記載されている寸法であったり、物性値であったりってものの根拠、エビデンスというものが解析のバックデータに当たりまして、
0:04:26	今回お示しているものは、実際に解析者、供給者が解析値に使用しているものと同等のものであるということを確認しております。
0:04:36	107 番に対する回答については以上です。
0:04:47	原子炉規制庁島山です。まず、結論として
0:04:50	解析誤りに該当しないと整理していることは承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	ちよつとこの案件見、
0:04:57	大きく分けて三つの観点で確認したいと思っています。まず一つはそのバックデータの資料。
0:05:03	の話で、
0:05:05	東海関山に該当するのかなんかの考え方。
0:05:08	で、最終的に今回の申請所としてどのように整理するのか、の3点で確認をしたいと思います。
0:05:16	まずバックデータの資料のお話をさせていただきます。で、今回そのエビデンスとして紐付け資料、添付していただいているかと思います。これは57、52ページですかね。
0:05:29	から、
0:05:31	いいですか。はい。添付いただいているものかと思いますがけれども、
0:05:36	これのその資料の位置付けについてちよつともう少しお伺いしたいかなんかと思ってます。で、具体的にちよつとどういうことを確認したいのかというと、さっき、同等のものであるっていうお話。
0:05:49	結論的におっしゃってたかなんかと思いますが、その同等Tというところがどういう意味をしているのかなんかというのが、ちよつと確認をしたいところです。例えばですけれども、
0:06:00	QMSの説明書の中で解析業務の流れってつけてい。
0:06:05	いらっしゃるかと思いますが、その中で、当社から東北電力と、あとは解析者として供給者がそれぞれあるかと思いますが、で、
0:06:16	実際に入力をするのは供給者であって、当社とか、東北電力の方は、解析業務チェックシートに基づいて供給者に対する実施状況の確認を行いますと。
0:06:31	その中には入力データの確認状況というのを確認をすると。
0:06:35	いうことを整理されているかと思いますが、で、入力データそもそも自体は、解析者が行うので、
0:06:43	当東北電力としてはその生データのものは保有していません。だけれども、そのバックデータの、
0:06:53	要は音がチェックという位置付けなのか、或いはこの、まさにその入力結果の確認状況、そもそもこのQMSのものなのか。
0:07:04	ちよつとそこは定かではないんですけど、
0:07:06	その位置付けですね、をちよつとお聞かせいただければと思います。
0:07:12	ちよつとどういった目的を作ってたのかっていうところも含めてですね、バックデータとして足り得るかなんかの念のための確認です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:21	はい、東北電力、渡部です。
0:07:23	こちらですね、
0:07:26	し、6-1-10-1のフロー図にお示しされてます通りですね、こちら昔の番号で言うと、74ページにあります、まず、供給者の方では、これら、
0:07:38	耐震強度に関わる入力根拠等を整理した、いわゆる解析のエビデンス インプット条件のエビデンスというものを作成してございます。
0:07:49	そちらは我々が閲覧させていただき、今回ご提示しているような設備図 書であったり、規格類をもとに、
0:08:01	が耐震計算書強度計算書のインプット条件になっているということを確認 してございます。
0:08:08	それを踏まえてこちらのですね、エビデンスの紐づけ資料だったりエビ デンス集という今回の参考資料を社内ですべてまとめているものになってござ います。
0:08:22	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。今のご説明で解析業務の中で、 解析業務のチェックを行うために、
0:08:32	作成した関連文書ということでバックデータ提出されたということでバック データ足り得るということで理解しました。
0:08:39	その上で解析誤りに該当するかの整理について、次お伺いしたいと思 います。
0:08:47	先ほどの回答。
0:08:49	文章のところ 107 番のところでは、
0:08:53	弁本体は、配管として、管材をそのまま使用するものではなく、加工使 用し、加工して使用すること、及び弁本体の寸法管材として企画するの ではなく何とか何とか記載することから、というところで、
0:09:07	富樫藤。
0:09:11	はい。解析誤りではないけども、
0:09:13	記載を誤ってしまったというその考え方が述べられているかと思いま す。で、
0:09:19	ここの考え方が、要目表、あとは、説明書、
0:09:25	は間違えてしまったけれども、入力データは正しい値になったという のは、ちょっとそこがいまいち紐付けがよくわからなくて、というのは、こ の考え方が一貫してるのであれば、
0:09:36	入力値も間違えそうな気はしてて、それはちょっと、どういう整理だった のかっていうことをちょっともう少しお伺いできますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:48	はい。東北電力、渡邊です。今回お示してます参考資料の方にですね、
0:09:57	ページでいうと、例えば、61 ページ目ということで構造図載せていた、載せさせていただいてますが、
0:10:03	こちらにおいてもですね、弁本体についてはいわゆる、
0:10:09	管財ということが明記されております。
0:10:12	なので、
0:10:14	実際に作るものは、この設備図書等に基づいて作成されていきますが、その中であくまでもこれは管財で作るっていうことの認識があり、
0:10:25	また、解析においても物性値は管財を紐づけているというものになってございました。
0:10:32	がここがちょっと誤ってしまった点ではあるんですが、記載の通り、実際にこの管財そのものを、配管として使うわけでもなく、書いてある通り加工して使うということで、
0:10:44	要目表に記載する中身としては、板材と表記するってということで、整理通りしてしまったということのいわゆる記載の誤りがあったということで、解析上の誤りではなかったということで解析誤りではないと整理してございます。
0:11:02	説明は以上です。
0:11:07	原子力規制庁ハタケヤマです。今のお話からすると、ちょっと、
0:11:14	単なる誤記。
0:11:16	という問題ではなかったということでは理解はしたんですけども、
0:11:22	実際の入力、
0:11:26	条件者は、
0:11:27	この具体的なエビデンス、或いは、
0:11:32	エビデンスのこの資料そもそもというよりは、この図面とかを見て弁本体直接入力データを入力することができたけども、
0:11:42	基本、申請書作成段階において、その申請書作成担当者が、
0:11:49	考え方誤認をしてしまったというところが、
0:11:55	今回で言う、
0:11:56	入力
0:11:58	や記載の誤りの、
0:12:00	うん。
0:12:01	原因といいますかそういったところがあるということですかね。ちょっとそこが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:07	1、
0:12:07	図 4 ただ読むだけだと、なかなかちょっと、
0:12:12	糸賀掴めなかったなので、ちょっと念のため確認です。
0:12:16	東北電力渡部です。ご認識の通りであり、解析時には解析者は実際に使用する材料を認識しておりましたので、適切に解析しておりましたが、
0:12:26	表記業務表等に表記するときに、ちょっと誤認があったということで今回の記載の誤りでも、を踏まえて今回、記載の適正化の変更認可申請を行っているという整理になってございます。
0:12:38	はい、原子力規制庁畠山です。考え方は理解はしましたが、ちょっとそのあたりがまず、この回答内容で読めなかった部分。
0:12:48	だったので、そこは、
0:12:52	表現方法を少し見直していただきたいかなと思います。
0:12:58	この下、要は主語の部分の少し付け加えてもらうというところで、どうか改善されるかなと思いますけども、
0:13:06	解析者は正しい表現をしていたけども、作成担当者のところでちょっと異なった考え方をしていたというところだと思いますので、その充実がいただければと思います。
0:13:20	はい。東北電力、渡部です。ただいまのご指摘拝承です。今回ですね。すいません説明が抜けておりましたが、資料 9 の補足説明資料の方ですね。
0:13:30	これらの経緯、添付資料 7 ということで新たにつけさせていただいております。資料 9 の 48 ページになります。こちらですね、記載内容は回答整理表と、
0:13:41	ほぼほぼ相違ないものになっておりますので、
0:13:44	ただいまのご指摘を受けて、こちらの資料の充実化も図りつつ、再度、
0:13:50	ご指摘の趣旨を回答させていただければと思います。以上です。はい、原子力規制庁ハタケヤマです。添付資料 7 の方で変更、修正かけるということで理解をいたしました。
0:14:01	で、最後今回の申請書をどういうふうな表現にするのかというところについて確認をしたいと思います。今回のファンネルについては、耐震と強度それぞれについて、改めて、
0:14:13	耐震計算、強度計算を行っているかと思えます。で、今回、耐震計算をやり直している意図について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:24	確認をさせていただければと思います。やり直していること自身を全面的に否定したいということではないんですけれども、今回耐震あたり強度っていうのを改めて、
0:14:37	評価し直す。
0:14:39	という。
0:14:40	ことであれば、ちょっとその評価、どのように、要は、改めてまず供給者との解析者の方に、
0:14:46	は、
0:14:49	解析をさせ直しているのかどうかとか、
0:14:52	或いは、
0:14:55	そもそもの前提として、
0:14:58	要は定量的に評価をしているときのその考え方、
0:15:01	結論を、解析誤りではないっていうところはあると思うんですけども、
0:15:07	そこが今回、ただやり直しているっていうところと、
0:15:11	考え方がどのように、ちょっと、
0:15:14	整合されているのかっていうところをちょっと確認をしたいというところですよ。
0:15:25	はい。東北電力、渡部です。
0:15:28	えっとですね実態としては、
0:15:32	既認可の際にもですね、管材をインプットデータとはしてはしておりましたが、
0:15:37	申請書の中身を見ますと、要目表の方でも、板材アノ耐震計算書、強度計算書の方でも板材という記載となっていたことから、
0:15:47	申請書としては、再評価という位置付けになるということで我々考えてございます。
0:15:54	実際の評価、どのようにするかということですが、インプットデータ、それに基づくアウトプットデータっていうのは既認可時から今回ご説明した通り、大きく変わる。
0:16:06	ありませんので、それらの適切性を再度確認した上で、自社にて今回、
0:16:15	以上です。
0:16:17	原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっと念のためとかですね、大きく変わることがないって言ったのは、
0:16:24	ちょっとどういう趣旨だったかなというのだけのため確認したので、実際その解析はやり直さないっていうこと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:30	の理由としておっしゃってたのか、ちょっとどういう板でしたでしょうか。要はその確認した形の解析実際やり直したかどうかなんですけども、やりだし。はい。
0:16:40	1回でいいですよ。
0:16:43	東北電力、渡部です。
0:16:46	今ちょっと数値の正しさというものは当然今回確認した上で申請書を出させていただいておりますが、いわゆる解析というものは、もともとやられたもので適切にインプットされているので、それが変わるものではないということで、
0:16:57	いわゆる再解析っていう言葉はあまり適切ではないかなと思ってございます。で、大きく変わることはないといった趣旨としては、今回、結果として、ゆ
0:17:08	弁本体を管材にするという記載の適正化が行われるということだけということで、大きな変化はないと。評価結果にも影響がないということで先ほどの発言となりました。以上です。
0:17:24	原子炉規制庁島山です。お話としてはまず、承知いたしました。
0:17:30	ちょっと、
0:17:32	耐震強度の評価をやるかやらないのかっていうところの考え方だけは一応念のため確認をしたいと思っていて、
0:17:41	例えば弁を取りかえますっていうものについては、その実物自体は取りかえるけども、許可をやり直す最中。
0:17:50	そやね。
0:17:52	で、今回のものは、実物の変更創造自体もなく、単なる誤記ですと。
0:18:00	動きと一言で片付けるにはちょっといろいろな経緯がありますけども、
0:18:05	一言で方、
0:18:07	片付ければ誤記だと、けども、評価をやり直しましたと。
0:18:11	この強化やるやらないの考え方、どのように整理されているのか、ちょっとそこをお聞かせいただけますか。
0:18:28	ちなみにちょアノ評価やってること自体を否定するつもりはないです。考え方を確認したくて、
0:18:35	その考え方に一定の考え方があるってこういうものをやり直すっていうことの、要は逆にその
0:18:43	こういったものは、
0:18:44	当たり前だからやり直さないっていう、この選択制は、
0:18:47	各社にあると思うので、その考え方の整合性を確認したい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:52	という趣旨です。なので、
0:18:55	あまり
0:18:58	意図を持って話したらいい部分もあるので、率直に、御社の
0:19:04	整理をお聞かせいただければ結構です。
0:19:15	はい。東北電力の峰岸です。
0:19:19	こちらにつきましては、先ほど逆止弁のところでお話しました通り、
0:19:25	インプットの、今回のご質問の趣旨にもあった通りですね、インプットデータの背景等を考慮した上で、再評価の必要がある。
0:19:35	なしといったものをかんがみて、評価の有無を判断させていただきます。
0:19:44	はい。以上になります。
0:19:53	原子炉規制庁畠山です。今のご説明は、
0:19:58	実際の申請書、既認可で出している申請書の記載内容への影響の有無を考慮した上で、
0:20:08	評価をやり直すかどうかを考えていて、例えば辨野者に、
0:20:14	弁の取りかえに関しては、
0:20:18	あれじゃですね、アールエイジの辨野取りかえに関しては、実際既認可のものと入力条件は何ら変わりませんと、申請者自体にも変わりはないですと。
0:20:30	引用する。
0:20:32	なので、評価やり直しませんでした。で、今回の強い施設というかファンネル。
0:20:41	に関しては、
0:20:42	入力条件には変更はありません。これは弁の取りかえと同じですと。ただ、申請書の記載に影響を及ぼすというか、動きを直す。
0:20:54	記載の適正化レベルであるものの、
0:20:57	直すべき部分があって、それは改めて、
0:21:01	示すという整理がなされていたという。
0:21:06	ことでよろしいですか。
0:21:11	はい。東北電力の峰岸です。ご認識の通りと考えております。以上です。
0:21:21	木曾伊藤です。すいませんちょっとここ、言葉遣いの確認だけなんですけど、今回のこのファンネルについては、解析はやり直してないけど、評価としては、
0:21:34	やり直してるってそういう位置付けになるんですけど、今回の申請書で。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:46	はい。東北電力の峯岸です。先ほどのご回答の通りでして、解析自体は、トクラインプットが変わってませんので、やり直していませんが、
0:21:57	評価と言いましたとしましては、今回、管財からいただいた管財ということで、見直している。
0:22:12	原子炉規制庁畠山です。考え方の御社の考え方は、に理解はしました。で、
0:22:23	今、その考え方の部分、例えばその添付書類の変更の有無のところで、
0:22:29	ただこの文面だけを読むときに、
0:22:34	その部分、例えば他の
0:22:37	弁の取りかえの部分と、やっぱりジャノメの鳥飼の部分と、ファンネルのところで、
0:22:42	そこまでの意図はちょっとまだ読めないかなと思っているので、その
0:22:47	いわゆるその辺、
0:22:48	添付書類の変更の有無で、
0:22:51	ファンネルはありとしたけれども、バレJRの便はなしとしたその考え方が、
0:22:58	わかるように、
0:23:00	添付書類の変更の有無。
0:23:02	じゃなくてその冒頭の、
0:23:05	最初のところでも構いませんけども、いずれかのところで、
0:23:09	なぜ今回、
0:23:13	評価をやり直さない、その場、
0:23:16	解析はやり直さないけれども、
0:23:20	強度計算書はつけ、
0:23:23	ていたのか。
0:23:24	うん。
0:23:25	或いはつけどちらもつけないのか。
0:23:28	定性的に説明するのか。
0:23:31	というところの考え方は述べていただければと思います。
0:23:36	何でこんなこと言うかと、パネルパネル耐震計算書してるんだけれども、
0:23:43	弁の取りかえにはしてません。
0:23:45	本でやってるんだったら、何も意味が変わらないのにやってるでしょ。だからRHRの弁も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:52	耐震計算をやり直すべきじゃないの、逆のパターン、例えば、
0:23:56	RHRの弁。
0:23:59	では、耐震計算とかやってないんだったら、あるファンネルもやらなくていいんじゃないっていう。
0:24:05	意見は当然出ると思ってて、
0:24:08	その御社の考え方を整理しておきたいと。
0:24:11	そこを明確に紙で書いていただきたいというところですよ。で、それを踏まえてちょっと中でも、妥当性については確認をします。
0:24:22	よろしいでしょうか。
0:24:30	はい。東北電力、渡部です。ただいま※ただいまのコメントを拝承いたしました
0:24:35	そうです。今回対象に付けるもの強度計算つけるものとつけないもの再撮影。
0:24:40	具体的にですね、わかるように、紙ベースでご回答させていただきたいと思えます。以上です。
0:24:49	はい。よろしく願いいたします。この 107 番の案件については、私からは以上です。
0:24:59	はい。107 番は、よろしいですかね。はい。
0:25:03	じゃあ 108 番にいてもいいですか。108 番も 1014。
0:25:10	十四条の軟膏ってところを書いて、
0:25:14	もらったということでここ自体は承知しましたというところなんです、
0:25:20	ちょっと確認したいのがこのRHRの主要弁って、
0:25:30	安全設備の、
0:25:32	A、
0:25:33	定義上、どこに該当するかっていうところで言うと、
0:25:37	第 2 条第 2 項第 9 号、
0:25:41	ハに該当しますと。
0:25:43	他にも該当するんじゃないかなと思ったんですが、例えば、イデ、原子炉冷却材圧力バウンダリに属する設備、
0:25:52	と解釈で書いてあったり、
0:25:54	T2 で、
0:25:56	原子炉格納容器及びその隔離弁で隔離弁になっていたりするので、
0:26:02	ちょっとそれとあれちゃうの主要弁はイとかにも該当するのではと。
0:26:08	思ったのですがその整理はいかがでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:16	東北電力の鈴木です。今のご指摘の通り、ある程度主要弁については、その他の項にも該当するふうに考えておりますが代表ということで、
0:26:29	母ということは今記載をしておりましたので、
0:26:33	こちらですね明確にですね該当するものを追記する形で修正の方したいと思います。
0:26:40	以上です。
0:26:41	わかりました。それはあ、はい。提起していただければ大丈夫です。
0:26:46	180番は、ほかにないですかね。はい、じゃあやっぱりすいません。東北電力の岩間です。1点補足なんですけれども、
0:26:54	今の十四条の、
0:26:58	5ですね。
0:27:00	については、ノーマルhr自体位置付け、どの安全設備に該当するかっていうのは複数あるというのは、今ほど
0:27:09	述べさせていただいた通りなんですけれども10条の1項の対象ですね、のところで技術基準の方をちょっと読みますと、第2条第2項第9号のハ、及び本に掲げる安全設備が対象になっており、
0:27:25	とは、測補っていうところで、に楽になりまして、
0:27:30	当該のRHRの弁については、は徒歩のうちはの方には該当しないというところでこの※コメントタイト整理表の方にははあと、
0:27:41	のみ、
0:27:45	ただデジタルの弁がじゃあ一体どれに該当するのかっていうのは
0:27:50	別途回答
0:27:51	かなと。
0:27:53	の方も、
0:27:57	当然以上
0:27:58	は廃棄サイトウイトウです。一応その辺はわかっているつもりではおりまして、ただこの条文整理表の文章だけを読むと、これは、この辺はだけなのかなって思っちゃうところがあるのでそれは
0:28:14	MaaS別に、伴に掲げるっていうところ、2とか2とか入れてもらうだけで、通じると思うので、それは追記してもらえれば大丈夫です。はい。
0:28:25	はい。
0:28:30	え。
0:28:31	じゃあよろしければ109番に行きまして、江藤健全性の説明書等、
0:28:40	強度のあたりの関係について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:48	原子炉規制庁畠山です。まず、強度に関する説明とのひも付説明書の紐づきについて従前から
0:28:58	健全性と、
0:29:00	と紐づけた形で、補足説明資料の構成にしてなかったということで、まず理解しましたちょっとその辺、ちょっと失礼しましたで、その上で、
0:29:12	実際健全性の説明書の中身のところで、具体的には荷重のところで、
0:29:18	例えば、地震を含む荷重の組み合わせに関する設計については、
0:29:24	健全耐震性に関する説明書、
0:29:29	に基づき実施します。
0:29:31	というふうな記載がされているところがあります。ちょっとこの読み方。
0:29:35	については、整理は必要かなと思っていて、ここで書かれている耐震性については、
0:29:45	今回、
0:29:47	の、
0:29:48	申請書をイテウするというよりは、既認可である新規制基準の耐震性に関する説明書に基づいて実施しますと。
0:29:57	言っていって、
0:30:01	今回、
0:30:02	オノもの以外の、
0:30:06	今回例えばパネルとか耐震性やり直すと。
0:30:09	ということですので、
0:30:10	直接その新基準、
0:30:14	と同じですと
0:30:16	なかなかちょっと読みづらいなと思っていて、そこはどのように整理されているのか、ちょっとそこのお考えをお聞かせください。
0:30:34	はい。東北電力の長谷川です。すいません。直接的な、すみませんご質問に対する回答になってるかちょっと不安な
0:30:41	多分これって、審査条文の立て方とあと添付書類の紐づきのちょっとたてつき受けの話かなと私はちょっと理解してまして、
0:30:53	確かにおっしゃる通り健全性のこの14条2項の要求に対しては、荷重のところに対しては、もちろん耐震計算書、耐震に関する説明書、
0:31:04	あとは自然現象も説明書、こちらの方でもそれぞれ荷重の組み合わせ等を考慮した形で評価はしてますんで、広義の意味でいうと、もちろんそこは紐疲れます、今回も

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:17	ただ、一方で、工認のガイドでもですね、一応耐震計算書、あと手芸ションについても、この 14 条に関するところの、
0:31:27	説明が紐付けてないもので、実際は、説明書の中で紐づいてる
0:31:33	ガイド上こうなってないので実は直接的な紐づきを表、
0:31:38	表面上あらわしていないというものになっています。
0:31:41	実際は中身を、新規制の時にも見ていただいて、
0:31:47	審査上もそこはちょっと直接的な紐付けはされてない状態なので、今そこを踏襲してるというような形になる。
0:32:00	原子炉規制庁竹山です。おそらく審査書、ちょっとこの審査書を直接記載した担当ではないので、
0:32:08	想像込みで話しますけども、おそらくすべての環境条件に対して健全性が保てるよう設計するみたいな表現のところについて、
0:32:19	適合性を確認したっていったところで、直接的な審査書の表現には書いてないかもしれないですけども環境条件と書かれているそのすべての部分には、
0:32:30	荷重も含まれますと、十四条の確認の。
0:32:35	パンテン。
0:32:37	としては、あくまで耐震性に関する説明書、
0:32:41	にも基づき実施しますという、
0:32:44	方針のみを確認して、
0:32:47	それをもって、
0:32:49	おそらく、
0:32:50	当G判断をしているんだろうと思っています。そういった意味では、私どもも、この申請の内容としては、
0:33:00	耐震性に基づいて実施するというその方針の表明をもって、荷重のうち耐震部分は、確認をすると、
0:33:12	そこで適合性を確認すると。
0:33:14	いうことを考えています。で、じゃあその紐づきをどう表現するかっていうのが最後かなと思ってて、
0:33:23	要は、読み方だけかなと最後は思うんですけども、
0:33:29	ここの耐震性に関する説明と言っているところを、いわゆる読みかえ規定的なものを置くか置かないか。
0:33:38	が多分、
0:33:40	もう、
0:33:40	そこしかないかなと思って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:43	そこの整理について、今は多分紐づく。
0:33:48	東北電力の整理としては直接的な紐づきっていうのは、
0:33:52	あまり考えていないので、おそらく既認可によるで何か、なお書きで、こういったものは読みかえる的なことは書いてないっていう、多分そういうことかなと思ってい。
0:34:04	伸びてるんですけども、
0:34:05	ちょっとそこのその読み方を、
0:34:08	どう整理するか、お聞かせください。
0:34:12	はい。東北電力の長谷川です。すいません。そういう意味で言いますと、女川2号についての健全性の説明書も荷重のところでは、耐震計算書、
0:34:23	と、あとは自然現象、こちらの方もちゃんと紐づけた形で記載して認可いただいて、
0:34:31	今回の出し方なんですけども、確かにおっしゃる通り、今回のこのゴコウ自分、五つの変更の工事、そこに関する、
0:34:42	適合性の確認というと、その五つについて
0:34:47	安全設備なんで、四つになりますけども、ここについては個別に書くこともやぶさかではないかなと思って、
0:34:55	健全性の記載とすれば、変わってはない、内容については変わってないので、一応、
0:35:02	健全性の説明書は、今回の審査書類ということで添付しているものの、
0:35:08	認可受けたものから変更ないというような形で今出させてもらってる今形になっております。
0:35:23	原子炉規制庁竹山です。ちょっと最後の部分だけ、解釈できなかった部分があるので、その既認可のところから変更がないとして出させてもらっているっていう。
0:35:35	その出させてもらってるのは、この申請の話でした。
0:35:39	それと別の話でした。
0:35:41	すみません。今回、いろいろヒアリングを通じて、我々も必要な添付書類、そういうものを再整理しているところでして、
0:35:51	そこで最終的に補正する断面では、今回の変更の工事に関する必要な添付書類すべて、
0:36:00	出す予定でおります。その中に含まれていますということでした。失礼しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:13	ヨシダ規制庁ハタケヤマです。今のご説明のところは健全性の説明というよりはその他の説明含めて必要なものを出しています。
0:36:22	これ理解しました。足立出す予定です。これは理解しました。
0:36:27	あとは
0:36:29	多分、
0:36:30	ご理解いただいてる
0:36:32	ひもづけだけで、
0:36:35	あと、あとはもう本当にどう解釈するかだけしかなくて例えばその、
0:36:38	健全性の説明書ってところを、本申請は本申請既認可に関しては既認可として、それぞれの説明書は別のものであると説明をし、
0:36:50	するのであれば、
0:36:54	要はその読みかえ規定的なものを置かないと、あくまで評価内容は同じであっても、説明している内容は、
0:37:02	本申請のパネルと非認可のファンネルってのは別物なので、
0:37:07	位置付けできないですね。
0:37:10	読みかえ規定は置かなきゃいけないかなと思いますし、いや、あくまでこの申請書で言っているのは、
0:37:20	今、アップデートも含めた既認可。
0:37:24	の
0:37:25	セット物として整理していて、
0:37:31	これが認可されれば、アップデート後のものとして、
0:37:35	耐震性、
0:37:37	の説明。
0:37:38	が変わるわけだからその耐震性の説明書、
0:37:41	そもそも自体、その書いてある内容、その番号とかも何も変わらないし、その内容ももうアップデート後の話になっているので、
0:37:50	わざわざ読みかえ規定を置くまでもないということなのか。
0:37:54	ちょっと整理が、
0:37:56	いよいよ読み方のし整理がわからなかったので、
0:38:00	どう整理されているでしょうということで、
0:38:02	はい、東北電力の長谷川です。
0:38:05	冒頭で、我々もちょっと見誤ってたところあったんですけども、あくまでも今回で認可を受けた工事の計画の変更にあたるので、
0:38:17	認可を受けたものプラス、今回の変更の工事、それを含めて、工事の計画、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:23	最新の工事の計画だということで考えています。ですので、アップデートという形で考えている。
0:38:30	で、我々そこでアップデートなので必要なアップデートしなきゃいけない書類だけを今回つけてたっていうのが実情で、そこはそうじゃなくて今回の変更の工事に関するところはすべて、
0:38:41	要は変わってなくても済みますというか、
0:38:45	手続き申請書には積みますというような整理をしたという形であって、あくまでもアップデートというような形で、
0:38:59	原子力規制庁ハタケヤマです。まずちょっと説明の内容は理解はできたかなと思っていて、あくまで耐震性に関する説明書というところはアップデート後のものだということで要はいわゆる読みかえ規定という、
0:39:12	大きなものを置かずとも、今回の申請に紐付けさせることができ、今回説明の耐震とかに紐づけをすることができる。
0:39:20	いう。
0:39:21	整理だということで考えてることは理解はしましたので、
0:39:27	ちょっと思っているのはそういうふうな例をしている例をちょっとあまり、私は記憶はなかったの、
0:39:35	その
0:39:35	ことで、
0:39:37	確実に読むことができるのが、御社として整理が整合とれているかというところについては、
0:39:43	今中の方で確認した上で、
0:39:47	修正が必要であれば、改めてコメントします。ただ、まず、御社の考えは理解はしました。で、その考えのところは明確にどこか文章残せますか、どこか残す場所ありますかね何か。
0:39:59	言っておきながらあれですけども、
0:40:01	各場所何かありましたかねどっかに。
0:40:14	もしよろしければですけども、
0:40:17	ちょっと、
0:40:21	ちょっとお待ちいただいていいですか。
0:40:50	原子炉規制庁竹山です。
0:40:55	ちょっと御社が作成したかどうかちょっと今ぱっと頭出てこなかったんで、ちょっと、
0:41:01	過去に作成してるかどうかも含めて確認ですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:05	十条 15 条或いは 50 条とかの整理の中で、新基準のまとめ資料、補足説明資料の中で、例えば、
0:41:15	各条項ごとで、
0:41:20	荷重に関しては、何々に基づいて設計するっていうふうなものの表って過去作られてました。
0:41:30	東北電力の長谷川ですすみませんちょっと今即答できないんですけども、はい。
0:41:36	お調べさせていただきます。わかりました。
0:41:41	例えばですけれどもその表を作ってもらってそこに、荷重であれば、
0:41:48	耐震性に関するものにもですね設計するなお、
0:41:52	みたいな感じで書いてもらうとか、そういう、
0:41:55	表現の方法もあり、かつその表を作ってもらうと、その
0:42:01	今まで議論してた十条 15 条の第何項に該当するのかっていうところのとか、
0:42:06	具体的なその御社の考えというのが明確になるかなと思ってちょっと。
0:42:12	申し上げさせていただきましたけども、ちょっと
0:42:17	各場所については、今の話も含めて、必ずしも今をちょっとお話した表を、
0:42:24	採用しなくても構いませんがどこかの方で表現に、付け加えていただいた上で、そこがわかるようにしていただければと思います。
0:42:33	東北電力の長谷川です。はい。両内容は了解しましたが、どこかにというのは、申請書にということでしょうかそれとも補足説明資料、もしくはヒアリング資料、補足説明資料かヒアリング資料か
0:42:48	少なくとも申請者ではないです。
0:42:51	申請書のところは、
0:42:54	その表をつけるとかそういったものではないと思ってますので、
0:42:58	あくまでし、
0:42:59	ヒアリング資料補足説明資料の中で、
0:43:06	耐震性に関する説明の、
0:43:09	読みかえをするかしないのかっていうところの考え方。
0:43:12	あくまで今回へん人で、
0:43:14	ていうところを、今言っ述べたと思うので、
0:43:17	その考え方を整理して、回答いただければと思います。で、ちょっともし整理する場所の各場所が、
0:43:26	ないというところであれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:32	どちらかというとそのほかの各条の考え方も含めて、他の他へ説明書とかもあると思うので、そういったところも含めて、
0:43:40	整理するっていう観点でも表作るというのも一つの手かなと思ったというのがちょっと述べさせていただいた趣旨です。
0:43:50	東北電力の長谷川です。はい、了解しました。一応、新規制基準の時には、今ほどおっしゃった 14 条 15 条 38 条、そこについて、主要機器ですけどもその整理表は出しておきまして、
0:44:04	確かにそこには、ちょっと記憶ですみませんけども、添付書類もひもづけた形にしてる。
0:44:09	ちょっとそれ確認した上で、どう反映するかは検討させていただき、
0:44:14	はい、原子力規制庁滝山です。よろしくお願ひします。その表で作成いただいたらその各場で何が該当する該当しないのかっていうところ自身も、今までいろいろやりとりしてましたけども、明確になる。
0:44:27	はずなので、そういった意味ではメリットあるかなと思ってますので、よければ作成することも、積極的にちょっとご検討いただければと思います。で、デメリットとか、要はその
0:44:38	作業性も含めて、時間がかかるということであれば定性的に、
0:44:42	何か
0:44:44	ご検討いただいて、
0:44:45	簡略化して変えていきたいと考えます。
0:44:56	はい。それじゃあ、109 番は以上としまして、
0:45:01	日、
0:45:03	次に行きますけど 110 番 111 番は特にこちらから、
0:45:10	コメントはないです。112 番も私からはないんですけど、
0:45:15	何か規制庁からありますかね記載の適正化のルールのところは、
0:45:27	すいません少々お待ちください。
0:45:55	ヨシダ規制庁ハタケヤマです。
0:45:57	まず、記載の適正化の考え方として、整理は理解はしたものの、
0:46:09	基本は変更前のところに注釈を入れて、
0:46:14	そこに対して、
0:46:16	具体的な理由を書く。
0:46:19	という方針。
0:46:21	で、いわゆるガイドに書かれている考え方に沿って、
0:46:26	必ずしも一致はしないものの、そのガイドに書かれていることの趣旨を踏まえて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:33	記載の適正化の内容がわかるように申請書にもちよつと書くということで、この表の下表に示すって書かれて一番最後のこの
0:46:43	他の類似弁同様に、
0:46:45	上ぶたはい、仕様を記載すべき建物反映であるため、この日本語が
0:46:50	直接その注記に書かれるっていう理解ですかちよつとちよつとその、実際注記でどう書くのかのイメージを掴みたいんですけども。
0:47:11	ただ、東北電力豊島でございますS、今回のいろいろが処理系の例でいきますと、まとめ資料資料7番。
0:47:33	方式で、
0:47:37	3ページ、4ページです。
0:47:42	3ページ目の
0:47:44	注記2のところになります。
0:47:48	真木工事計画書に記載がないため、今回新たに追記するという意味で記載の適正化を行うと。
0:47:55	中身自体は、
0:47:58	従前の図書に具体的な記載があったものではございませんので記載内容は設計図書によるということで、
0:48:06	説明注記をつけさせていただいておりますので結論といたしましては別紙4で、
0:48:12	書いたものをそのまま入っているということで、
0:48:28	原子炉規制庁畠山です。直接的に記載がイコールではないということは理解はしました。で、
0:48:37	ちよつと記載の適正化のそもそも論的にちよつと立ち返るんですけども、
0:48:42	今回クラス4弁としていたものをクラス、
0:48:46	2弁に変えますと。
0:48:49	ただ記載の適正化で良いですと。
0:48:51	その理由としては、従来よりクラス2で設計していることが一義的な理由ですと。
0:48:59	で、ただ他の設備においても、
0:49:04	この弁とは違うものでいうと、材料は従来から何々で設計していたけども、違ったので、
0:49:11	工事計画の変更としていますっていうものとの違いというものは、
0:49:16	どういったところにあるのかっていうと、これはどういう理由なんでしたっけ、のため確認ですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:36	東北電力の長谷川です。すいません。質問の趣旨、ちょっとまだ理解してないかもしれないんですけども、SGTSの主要弁のクラス4からクラス2ってのは、そこに変更するっていうよりかは、
0:49:50	もともとクラス2でそれは技術基準要求上、昔の省令上も、うん。今で言うクラス2ということで規定されている範囲でして、
0:50:00	うん。そこは変えるものではなくて、間違っていたと、ということなので、はい。
0:50:07	ということで、
0:50:08	はい。今のご説明、何となく理解はして多分従前もよくおっしゃっていたいただいたそのみなし規定、みなし認可の話だと思っています。
0:50:18	で、言いたかったのは、その説明ってどこにあるでしょうっていう。
0:50:23	ところで、
0:50:24	ここを変更前記載の適正化とすることに、今のところ私は異論はないのですけれども、ただ、ここだけ見て、他のものは直しているのに何でこれだけ、
0:50:37	記載の適正化なんだっけ、弁のクラス替えているのに、クラスアップしてるじゃないか。
0:50:42	問われたときに、どこかで紙で書いてあるのかなっていうのが、今のところそれが見当たらずですね。で、それはどのように説明されてるんでしょうか。申請書に限らず、
0:50:55	補足とかどこかに書いてありますでしょうか。
0:51:07	東北電力豊嶋でございます。ご指摘の件確かに今の新、書類上ですと明確に書かれてないというのが実態でございますので
0:51:18	透明にですねまず1回、その旨、今長谷川が説明したような趣旨のことを追記させていただいて、
0:51:27	従来よりクラス2として設計しておりだけではなくて、
0:51:35	はい、原子炉規制庁竹山です。そうですね。ちょっとまず、この考え方ってところで、こいつだけは、この弁のクラスアップっていうものが、まず今回の変更の工事に該当しないという整理であるのであればその考え方っていうのは整理
0:51:51	した、その考え方の趣旨の紙で書いていただきたいと思います。で、
0:51:56	ちょっと初生。
0:51:57	しますっていう、その前のところでちょっと念のため確認なんですけども。
0:52:02	例えばその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:03	ここで言ってるグラドルールって書かれている内容、ここで読み取れる部分ありますか。読み取り部分があれば、わざわざ言う必要性もないと思ってるので、
0:52:11	それが明確にないんであれば、
0:52:13	趣旨は書いていただきたいんですけども、グラドルールで直接的には見るところはありますかね。
0:52:20	東北電力のトヨシマですあくまでグラドルールに今回の修正のような明確な記載というのはございません。あくまでも今回認可するものではないという趣旨をかんがみてグラドルール、
0:52:33	を適用できるというふうに整理はしてございますが、申し上げた通り明確な記載はないので、先ほどのご指摘を踏まえて、
0:52:41	クラスアップのじゃない、今回の修正を行う理由について、
0:52:47	少し、
0:52:51	はい、承知いたしました。であれば、この別紙4の考え方のところですね。
0:52:59	どうして今回記載の適正化にしたのかっていう考え方、あとはそれがグラドルール。
0:53:07	であったり、設工認ガイド、
0:53:11	遅アノの主旨をとっても、
0:53:14	逸脱していないというところの考え方をですね。
0:53:18	含めて説明いただければと思ってます。これに関してはSGTSの上のところ書かれている他の類似弁と同様に、弁蓋仕様を記載すべきだったものを反映であるため、ここについても、
0:53:33	同様であると思っています。ここに関しては、
0:53:37	お話をさせてもらったり、
0:53:40	ところで言うとグラウンドルールに近いものは書いてあるのかなと要は、
0:53:44	今まで、
0:53:45	の電事法の時の認可ではこの要目表の部分までは、記載する対象ではなかったけれども拡大しましたっていうところ。
0:53:56	で、今回は、
0:54:00	かなり近いんですけども、バーだったものを、
0:54:05	要は
0:54:06	拡大したからというのは書いてなかったからっていうところで、若干の違いあるけども、ほぼ適用をできるでしょうということで、記載の適正化とすると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:16	いうところの、直接的にはぴったしのもはなくても、関連するものというところであると思いますので、考え方は変えていただければ、
0:54:26	なぜ記載の適正化にしたのかっていうところの、
0:54:29	ものは書類としては明確になるのかなと思いました。
0:54:38	はい。東北電力の発言は了解しました。はい。あくまでも、もしこれが我々適切に新規制の時の設工認の対応の時に、
0:54:49	反映できたとすれば、新規性の時も変更前に書かれてたものと、はい。いうようなところが、まずは大きな入口なので、ちょっとそこわかるような地域を配布させていただきたいと。
0:55:02	はい。そうですね。今お話、浅田さんおっしゃっていただいたのは、
0:55:06	多分グランドルールにも書かれている部分だと思いますので、そこは、
0:55:13	要約する形で行っていただくのかなと思います。
0:55:16	そこが読めるようにしていただければそれ以上はないかなと思
0:55:26	はい、規制庁イトウですそれじゃあ 10、112 番は、
0:55:31	以上にして、113 番に行かせてもらいます。
0:55:36	衛藤。
0:55:38	瓜生形状の流体振動の関係で、
0:55:43	まず中子これもあんまり、
0:55:45	何ともやりとりするのは、
0:55:47	あれだなと思いつつ、ちょっとまだよくわからないので、質問したいんですけど。
0:55:54	と、
0:55:56	回答内容の
0:56:02	二つ目の段落で、
0:56:05	地域性設工認で、
0:56:09	評価実施した。
0:56:11	理由が書いてあるんですけど、ここって
0:56:15	冷却材圧力バウンダリの一部
0:56:21	がクラス 1 機器になるから、
0:56:24	評価を実施したんですか。クラス 1 かどうかっていうのが決め手なんですかねちょっとそこをまず教えて欲しいんですけど。
0:56:36	あ、東北電力の鈴木です。
0:56:38	クラス行きにくく上がったからというより、クラス 1 になったことでその影響の確認をしたということになります。
0:56:51	それはなぜ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:53	クラス 1、
0:56:56	それやっぱクラス 1 に上がったっていうのがきっかけなんですか。
0:57:02	流体振動の評価をする対象はクラス 1 だっていうそういうことですか。
0:57:10	はい、東北の都築です。流体振動の対象がクラス 1 機器に上がったことが大変
0:57:16	きっかけになります。
0:57:23	はい。
0:57:27	特にこのスズキですけども、クラス 1 機器やに関係なくですね今回の流体振動の対象となるような系統が設計変更を伴っておりますので、
0:57:38	そちらに対して、クラス 1 が上がったことによる影響確認をしたというものでございます。
0:57:45	原子炉規制庁武山です。クラス 1 に上がったっていうとちょっと、
0:57:50	誤解を招きそうな気がするんですけども、設計変更したからっていうことなんですよね。その設計変更の内容の一つにクラス 1 があると改造したとかそういったことがそれぞれいろいろ
0:58:03	いろいろなことが、改造クラスあげることも改造だと思うんで改造したから、
0:58:09	その範囲において、流体振動の影響を確認した、全部多分全部やったんでしようけど、それに対して、過去に見ている内容と同じであって、
0:58:21	影響がないとか多分そういうことが、
0:58:24	御社として言いたかったこと。
0:58:26	なのかなってちょっと聞いてて思ったんですけど、どうでしょうかね。今の言ってることで、認識が間違っていますかね。
0:58:35	東北電力の鈴木です今、今おっしゃっていただいた認識で間違いございません。以上です。
0:58:41	はい。あくまでクラス 1 になったって言ってるところは
0:58:46	要は改造した。
0:58:48	から、影響確認した只野丹にクラスの位置付けが変わっただけなので影響はなかったですっていう、そういうことを言っているのであって、
0:58:56	クラス何から 1 に変わったことによって、適合性に、
0:59:02	何か、
0:59:03	影響を及ぼすような、要は何か、
0:59:06	そもそも 19 条に該当するしないとかそういう話ではない。
0:59:10	ということよろしいですか。
0:59:12	これも念のためです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:16	配当クリニックの鈴木です。今おっしゃっていただいた通りで、
0:59:20	今回循環設備、
0:59:23	についてクラス設計変更が行われましたので、そちらについて影響の確認をしたというものでございます。以上です。
0:59:31	今回というのはいつの話ですか。失礼しました。今回というのとは新規製の、工認の段階になります。バウンダリ拡大に伴い伴うものになりますので、以上です。
0:59:41	はい。
0:59:43	江藤。はい。
0:59:46	はい。
0:59:47	規制庁伊藤です。
0:59:50	クラス1 機器云々というよりは設計が変更になるからってことですよねだからこの残留熱除去系停止時冷却モードっていうのはもともと、
0:59:59	一次冷却材が循環する施設であってその1、そこが一部設計が変更になるから、流体振動の評価を実施しましたと。
1:00:11	ここまではわかりました。
1:00:14	その次の段落なんですけど、そうする等、
1:00:19	何だろう、もう、
1:00:22	ただ循環する会に該当しないんだったら、
1:00:26	影響確認も要らないんじゃないかなって思っちゃうんですけどそれは違うんですか。
1:00:37	はい。東北電力の鈴木です。おっしゃる通り循環設備に該当しない場合は、流体振動該当しませんのでいらない、評価不要と。
1:00:47	いうふうになりますけども、ここで意図したかったのは、ちょっと設計変更がある場合にはまずは、流体振動に影響があるかどうかとところを確認するというところを、
1:00:58	確認するために記載したものでございまして結果して、技術基準のやっぱり条文の整理のように、19条に
1:01:06	該当しないような設備になれば、そちらでもその後の評価は不要というふうに判断しますし、
1:01:13	一旦ですねその確認をするという意図で記載したものでございます。
1:01:18	あ、すいません規制庁イトウですちょっとあれか、読み違えてたかもしれないんですけど、
1:01:23	ここの影響確認を実施するっていうのは、
1:01:28	循環する回路に該当するかしないかの確認も含んでるってことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:34	東京電力の鈴木都築ですおっしゃる通りで、はい。まず該当するかどうかの確認の影響評価というような言葉で記載しておりました。以上です。
1:01:45	ああ、なるほど。なるほど。はい。はい。
1:01:56	だからその下で書いてある技術基準規則第 19 条に該当する機器の有無を確認っていうのが、
1:02:04	循環する回路。
1:02:06	に該当する設備かどうかの確認とイコールですかね。
1:02:14	はい。東北電力の鈴木です。はい。そのご認識で問題ありません。はい。
1:02:21	ほぼほぼ分かったつもりなんですけど最後にすいませんとする等、
1:02:30	最後の段落の真ん中の新規制工認と同様に、
1:02:35	原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大のような設計変更って書いてあるんですけど、この設計変更って、
1:02:43	どういう設計変更ですかっていうところだけ確認したくて要するに、
1:02:52	土のう範囲まで含んでるんですけど設計変更っていうのは例えば今回ファンネルだって材料変えるのは一応設計変更ですけど、
1:03:02	そこについてもチェックするんですかっていう、そういう観点での質問なんですけど。
1:03:14	東北電力の鈴木です。
1:03:17	一旦はですねそういう改造を伴う設計変更するものについては、確認が必要と考えてございますただ、
1:03:24	19 条に該当するかしないかで、その次に進むかというところになりますので、ファンネルのようなものですね、は、
1:03:31	純化設備には該当しないとなりますので、その段階で落ちて、
1:03:37	湯田進藤の評価にはいかないと。
1:03:38	いうものになります。
1:03:41	佐伯セイトウです。そうすると一だからこの 10 計上に該当する機器の有無を確認して、
1:03:51	該当しないっていうことになれば、
1:03:55	条文整理表じゃバツになると。
1:03:59	いうことですよえと。
1:04:02	大体、
1:04:17	はい。一応整理としてはわかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:21	ちょっと、それから何か、後から聞くかもしれないんですけどとりあえず今の時点では、はい、承知しました。
1:04:30	113 番は終わりにしまして、
1:04:35	110415 は特にありません。
1:04:43	116 網。
1:04:46	また、
1:04:48	特に何とすいませんちょっと資料順の整理は、確認しやすいようにというよりは、資料の位置付け的に、
1:05:00	こっちの資料が先に来るべきだろうという、そういう意識で言ったつもりなのでそこはお間違えないようお願いしたいんですが。はい。
1:05:09	東北電力中はい。
1:05:12	その認識でございました。はい。
1:05:14	了解です。
1:05:18	すいません次に行きまして、
1:05:21	117
1:05:24	カーンな、
1:05:29	122 までは特にございません。
1:05:35	123 番について、
1:05:42	間瀬一応確認なんですけど、回答内容に書いてある条文整理の結果ってというのは、
1:05:51	各、
1:05:53	補足説明資料の条文整理表のことを指してますか。
1:05:58	はい。東北電力中です。はい。ご指摘の通りですね、各補足説明資料、
1:06:03	に記載の条文整理の結果、
1:06:06	と整合するように、この一覧表の方は再度確認して、不足するところ、
1:06:12	こう直したというものです。以上。
1:06:15	磯イトウです。わかりました。
1:06:17	ちょっと
1:06:20	新申請書の構成のところは、構成で説明は
1:06:25	丸。
1:06:28	なんだ。
1:06:29	関連する設備の丸とかバーとかのところは、何ヶ所か聞きたいところあるんですけど、後でまとめて聞きます。
1:06:36	それからですね。
1:06:39	124 から 126 は特に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:43	ございません。
1:06:46	127についてなんですが、これ、1回載せて、
1:06:53	たものが削除されてるんですけど、この理由は何ですか一応確認なんですけど。
1:07:06	従来事故等対象設備の抽出とかポンプの吸い込みの説明書が1回入っていたけどなくなったっていうのはどういう理由ですか。
1:07:28	9電力の岡田です。衛藤1度記載されていたものを、消してごめさすけれども、これは添付書類の整理の結果を正確に反映できていなかったもの。
1:07:42	です。それを今回、
1:07:46	しっかりとチェックした上で反映させていただいたものになります。説明以上となります。
1:07:52	セイトウです。要するに、屋外に出るSA設備は、屋外にあるSA設備は今回の申請範囲ないし、
1:08:00	SSSとカーのポンプの
1:08:06	話でもないしってということで、削除してるっていう理解でいいですか。
1:08:12	東北電力の方でそのご理解で問題はございません。以上です。はい、わかりました。ちなみに図面はこれは何で削除されてるんでしたっけ。
1:08:26	東北電力の岡田です。非常用ガス処理系の主配管の配置を明示した図面のこと。
1:08:32	あとごめさすけれども、こちらは今回、主要弁。
1:08:37	そして
1:08:39	手続きさせていただくものでごめさすので、直接的な関係はないということで、主要弁に関するもの。
1:08:47	を載せさせていただいて、配管に関する部分は削除させていただいたものになります。
1:08:52	以上です。
1:08:55	はい、セイトウです。承知しました。
1:08:59	確かこの図面はす。
1:09:03	当初の申請の時にも載ってきていたので、補正で削除されるとそういう理解でいいですか。
1:09:12	東北電力の岡田ですそのご理解で結構です。
1:09:16	はい。
1:09:16	規制庁伊藤です承知しました。
1:09:20	コメント整理表、回答整理表については、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:27	以上です。
1:09:30	ちょっと続けて、書類の関係でなんですけど、すいませんそうそう。
1:10:05	等、
1:10:07	あと一番いい資料がどれなのか、なんですけども、とりあえず資料1の審査資料一覧を見ながら、質問させていただきますと、
1:10:23	とですね。
1:10:28	資料一、二ページ。
1:10:36	6月27日の資料ナンバーで1034。
1:10:40	とあって、
1:10:42	SGTSの弁当ファンネルは、
1:10:48	現0の基本設計方針とかのところが0になっていて工事の方法はパーになってますと、これはあれですかねSGTSとか関連の方の、
1:11:00	現0の基本設計方針を引用してるから、0にしてるってそういう話ですか。
1:11:12	はい。東北電力、渡部です。そのご認識です現0の基本設計方針には共通事項という記載がありましてそれで読み込んでいるので、
1:11:21	非常用ガス処理系、各浸水防護設備を0ということにさせていただきます。以上です。
1:11:27	はい規制庁イトウですわかりました。
1:11:30	もう一つ同じページで、
1:11:34	資料No.1078のところなんですけど、これは逆に、CWの所配管が、
1:11:41	工事の方法、原子炉格納施設に係る工事の方法だけ0になってるんですけどこれは、
1:11:49	何でなんでしたっけ。
1:11:51	はい。東北電力の岩間です。今ご指摘いただいたところですね、クリーンアップのCWの配管は、資料No.17の方も、
1:12:02	当然0となります。
1:12:05	資料の作成の水間ゴコウ
1:12:09	以上です。
1:12:11	アオキですか。はい。そうしますと、
1:12:16	等、
1:12:28	すいませんじゃちょっと、
1:12:31	普通の資料で、これ、これも体裁の話だけなんですけど、
1:12:36	資料10の、
1:12:38	申請範囲及び目録のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:42	先週も言おうと思って忘れてたんですけど、
1:12:59	資料上の 3 ページで、
1:13:01	先生範囲で、
1:13:05	3、
1:13:07	3 ポツ、6 ポツと 3 で高圧代替注水系ってあるんですけど、その上に、3 ポツ 6、
1:13:16	ほにやららっという記載は要らないんですかね。
1:13:19	すいません体裁の話で申し訳ないんですけど。
1:13:22	3 ポツ 5 とか 3 ポツ 9 との並びだと必要なんじゃないかなと思ったん ですけど。
1:13:30	はい。東北電力の岩間です。
1:13:33	今のところですね、ご指摘の通り書立てとして、項目立てとして大きくり のところ、担当、記載の程度合わせて、
1:13:43	3 ポツ 6 のところへと。
1:13:48	次回資料提出の方で反映させていただければ、
1:13:54	はい規制庁イトウで承知しますと。
1:13:58	と、
1:14:06	なんせちょっと、
1:14:07	バラバラと言って申し訳ないんですけど、資料 2 に戻ってですね。
1:14:18	これもちょっと先週聞けばよかったんですけど、資料 2 の 47 ページ、別 紙 3 で、
1:14:27	申請書の再構成についてっていうのをつけてもらってって、
1:14:33	一番下って、
1:14:37	添付書類。
1:14:39	ローマ数字 6 の添付書類っていうところがあって、真ん中の矢印って いうか水色の矢印。
1:14:50	が※3 についてるのはこれは※3 でいいんですか。
1:14:59	遠く電力の長谷川です。すいません。
1:15:04	はい、※2 です。
1:15:05	正しいです
1:15:08	はい、わかりました。
1:15:11	ゴキノウないようにしていただければと思います。はい。
1:15:14	それーでプラスでなんですけど
1:15:19	ここで
1:15:21	ケース 1 から 4 添付書類を分けられていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:27	ちょっと対応関係だけ知りたいんですけれども、同じ資料 2 で、
1:15:33	84 ページ以降で、条文と、
1:15:40	条文等、添付書類、
1:15:43	の関係。
1:15:45	表が載っていて、
1:15:48	赤字と黒字となりますと、赤字が今回申請において添付する書類とあつて、
1:15:55	ここの赤字ワー、
1:15:58	等、
1:15:59	47 ページで言うところのケース 1 と 2 が赤字で書いてあるってそういう理解でいいですか。
1:16:11	ケース、東北電力の長谷川です。
1:16:29	はい。東北電力の長谷川です。ちょっと整理しますと、ケース、
1:16:38	すいません失礼しました、ケース 1 にですね。はい、そうなります。
1:16:43	はい。規制庁イトウです。
1:16:46	ケース 1 に行つて、
1:16:49	そう例で、
1:16:53	と、
1:16:54	黒字、後ろの 84 ページ以降の黒字については、
1:17:01	ケース 3、
1:17:04	ケース 3 ですか。ちょっとその確認をさせてもらいたいんですけど
1:17:15	はい。
1:17:15	はい。東北電力の長谷川です。はい。その通りになります。
1:17:20	我々、新規制基準のときも、この条文整理の際に、条文に必要な添付書類っていうのは整理してございます。
1:17:30	その上で、今回のここ、五つの変更の工事、そこで、関係ない部分については黒字、もしくは、全く、
1:17:42	何だろう、認可を受けたときから、影響がないところですね、そこについては黒字で示してございます。以上です。
1:17:57	すいませんちょっと 84 ページ以降で黒字で書かれているものが全部ケース 3 の、
1:18:05	形で、
1:18:07	申請書上書いてあるのかっていうところはちょっと、
1:18:14	確認をしたいんですけど。
1:18:17	例えばですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:24	今回の資料でいうと、25番、資料25で、
1:18:36	ドーン。コガ行かない。
1:18:47	資料25-1、1ページ、1ページを見ると
1:18:54	と、
1:19:03	まずこの9D、
1:19:06	なお書きとその前の段抜きで分かれていて、
1:19:11	なお書きの前のやつは、
1:19:16	そっか、ちょっと待ってください。
1:19:24	なお書きの前のところはケース何ですかこれ。
1:19:29	なお書きの前の部分は、ケース1もしくは2、
1:19:34	回答します。
1:19:37	あ、ごめんなさいと多分けえっとーこれこれこれ以外は変更がないので変更がないっていうところは、
1:19:46	変更がないってことはケース1といいですか。
1:19:52	そのようになります。はい。
1:19:57	ごめんなさいと1-1-1とかを、を除いたやつは変更がないって書いてあるんですね。除いたやつっていうのは、ケース何番ですか。
1:20:12	上に、東北電力の長谷川です。今見ていらっしゃる資料25の、
1:20:22	1ページですけども、上に目次ということで、6-1-1から6-1-1の中に、
1:20:31	まで、まず、
1:20:34	3階層までですけどもそのそれぞれの説明書、記載してございます。
1:20:39	で、下の9で、以外はと言ってるところが12。
1:20:45	あと、45678。
1:20:50	以外はと言ってるので、それ以外の3、
1:20:55	3歩
1:20:59	3と90、
1:21:01	11、12ですね。はい。
1:21:07	永戸さんと901112ですと、私あまりこの定義のところを詰めてもしょうがない、しょうがない気もするんですけど。
1:21:17	小3と9011中には、ケース何番の説明書ですか。
1:21:24	はい。東北電力のハセガワケース。
1:21:27	4になります。
1:21:29	ケース4ですと、今回の五つの工事、そこに直接適用されない部分。
1:21:36	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:37	1-1-7と8は、なお書きで書いてあって、これはケース何番ですか。
1:21:48	こちらはですね、五つ、今回の五つの工事に関連はするんですけども、今回直接変更がないっていうとこのケース3に該当します。
1:22:02	はい。
1:22:05	等、
1:22:06	それで、そういう意味でいうとですね、さっきの資料に戻ると、
1:22:13	84ページ以降で、
1:22:21	火災防護の説明書とかは載ってないんですねそもそも載ってないアノっていうか、載ってた、
1:22:33	54条の関係で載ってるっていうそういう理解ですか。
1:22:38	そうなります。はい。
1:22:40	はい。
1:22:48	それですいません、ちょっと聞きたかったのは85ページ、資料2の85ページの、
1:22:55	一番右側って手法遂行に関する説明書ってあると思うんですけど、これ、これはさっきの説明だと、ケース4ですよ。
1:23:07	ケース4でよろしいですか。
1:23:09	はい。ケース4になります。
1:23:11	てことはこのは、資料2-84ページ以降は、家ハタ黒字は、ケース3とケース4がまざってるってことですね。
1:23:21	そうなります。はい。
1:23:23	いずれもともそれぞれのごコウ自分の補足説明資料で、まず、条文の整理してます。
1:23:30	で、そこで
1:23:33	と0と。
1:23:34	バツというのが、全く
1:23:38	条文の適用を受けないやつなんでそれわけ、ここで言うとケース4に該当するんですけども、
1:23:44	三角のものです。
1:23:50	あ、すいません三角のものが、
1:23:54	ちょっと少々お待ちください。
1:23:55	しっかり見てから、
1:23:57	ご説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:11	はい。東北電力の長谷川です。それぞれのゴコウ自分の補足説明資料、そこで技術基準各条文の適用要否整理結果っていうのを示してございます。
1:24:24	ここで衛藤。
1:24:26	それぞれの条文で丸と三角とバツというふうに分類分けさしていただいて、0というのが、適用条文であり、今回の申請でちゃんと適合性を確認する必要があるもの。
1:24:41	そこについては今回ケースっていうと、122、
1:24:49	条文整理の際に、三角としたもの、適用条文なんですけど、もうすでに適合性が確認されてて、今回改めて審査条文ともしなくていいと。
1:25:00	いうふうに我々判断しているものですね、そこについては今回で言うところとケース3に該当する。
1:25:07	で、
1:25:08	条文整備のところ、バツ、要は適用を受けていない条文、ここについては、FEM書類の整理でいうとケース4、
1:25:18	に該当。
1:25:20	以上です。
1:25:27	規制庁伊藤です。あれの×の条文って資料2の、
1:25:32	84ページ以降には載せてなかったような気がするんですけど、
1:25:41	答弁国広です。資料2の資料2の表でございますが、そこは先ほどの常務整理で丸となった条文に対して、
1:25:51	確認すべき審査し、説明資料等を記載してるということ。
1:26:00	はい生まれるとなっている条文で、赤、赤と黒で書かれている説明書がありますと、
1:26:08	で、赤と黒はそれぞれケース何番何でしたっけっていう。はい。
1:26:13	もともと、全体の縦軸は新規制のときに、その条文に対して確認すべき確認する主として整理した資料で、赤に対して赤はケース1と2に該当する
1:26:29	はい。
1:26:39	黒はクドウは結局どういう扱い、事故、家、件数に当てはめようとするからおかしくなるんですかねこれは、
1:26:50	はい。3と4に該当します。そうですねこれ、どういう
1:26:55	軸、軸で、
1:26:57	整理するかで、大分そのこんがらがってくるかと思うんですけども、こちらはあくまでも、それぞれの技術基準条文、そこでどの添付書類で、そ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の条文の適合性っていうのを示しますっていうのを示したのが、この 84 ページ以降なり、
1:27:14	で、あくまでもこれは新規制基準の審査の時に、我々、この条文については、このような添付書類、あと本文で、
1:27:23	示しますっていうのを示したのを、縦軸にすべて書いてまして、そのうち今回が今回の五つの変更の工事、それに関わる変更認可申請に関わって、
1:27:35	必要となる書類本文と添付書類はこの赤字のものになります。
1:27:39	ということ。
1:27:46	はい。
1:27:48	と。
1:27:49	すそそうですね一応赤字と黒字の意味はわかってるつもりだったんですけど
1:27:56	ただ
1:27:58	添付するケース 1 から 4 っていうのが前に書いてあってここの関係性どうなんだろうなっていうところが気になったりもしてたんですけど我々としては最終的に、
1:28:08	ついているもの、つけるべきものがついていけばいいとは思ってます。ただその説明資料の中でちょっと関係性が、
1:28:17	よくわからないなっていうところもあったりしたので、例えばさっきの、
1:28:21	ケース 1 値が 0 でケース 3 が三角で結論がばIIでしたっけ。
1:28:27	そういうのも多分一言あればもっとわかりやすくなる。
1:28:30	ちょっとそう思ったのはい。
1:28:34	梁。東北電力の長谷川です。了解しました。ちょっと、ちゆ注記の部分。
1:28:40	わかりやすいにあと条文整理等、
1:28:43	もともとの点、申請書の構成のところと、あとこの
1:28:48	申請書類の一覧というか、マトリックスですね、ここなんか紐づけるような説明わかりやすいようにしたいと思います。
1:28:57	で、あとはですね、あくまでもこの記載は、我々、東北電力として考えているものでございまして、はい。
1:29:06	江藤す。
1:29:07	これがそのまま我々としては答えと思っていますと、というような意見ということで書いている。
1:29:17	はい。施設長伊藤です。承知しました。はい。
1:29:21	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:23	原子炉規制庁滝山です。先ほどのケースの話ちょっと私が、私はちょっとついていけてなかった部分があるのでのため確認ですけども、
1:29:32	ここのケース 1 から 4 に仮に判例をつけるとすると、
1:29:39	適合性有無、各条文で○×三角つけてますけども、ケース 1 には 0。
1:29:45	徳江さんは三角。
1:29:48	ケース 4 は×に当たる。で、
1:29:51	ケース 1 と 2 の違いで言うと、それと別に、添付書類の有無ってつけてられてるものがあると思うんですけども、添付書類の変更なのか。
1:30:01	変更の有無のところの変更ありになっているものをケース 1、変更なしになっているものは、ケース 2 というふうな判例がつくというイメージで今お話があったということですかね。はい。東北電力の長谷川です。
1:30:12	ちょっと 1 点だけ補足しますとケース 2 の場合は、もちろん個別の説明書はつけます。
1:30:19	つけた上で、1 枚だけです。ね、こういう理由で、申請条文とはなるけども、既認可から変更ありませんというような一文を、
1:30:29	個別の説明書としてつけているというところ。
1:30:33	ケース 3 は、そもそも目次のところで、
1:30:36	変更ありませんと言って、
1:30:39	その違いが、ケース 2 と 3 の違い。
1:30:47	議事録規制庁ハタケヤマです。
1:30:52	おっしゃったことは理解しました。
1:30:56	で、
1:30:57	その上でちょっと確認ですけども、
1:31:00	今回の申請書として、法令要求で書かれている実用炉規則という所添付されてると思うんですけども、今、抜粋も、
1:31:10	47 ページされてると思うんですけども、
1:31:12	ここの、
1:31:13	9 条第 3 項のところでは言っている、別表第 2 の条例にかける種類に応じて、書類何とか何とかを添付しなければならないとしているものの、
1:31:24	その添付している扱いになっているのは、
1:31:28	ケース 1 に、そのケース 123 までです。ちょっと、どこまでを添付したという扱いになっているのかを確認したいんですけども、これは、
1:31:39	どこまでを添付したってことなってるんですかね。
1:31:43	元東北電力の長谷川です。現状は、この今回のゴコウ自分の審査に必要な書類とすれば、ケース 12 ということで考えています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:55	原子力規制庁ハタケヤマです。ということであれば、今回の申請書としては添付 1、2 であって、あくまで適合性のところでは説明不要の添付 3 と 4 というのは、
1:32:07	変更がない、編入等で変更がないことを伝えているのみであると。
1:32:11	従って
1:32:13	この参考としてつけているケース 1 にのみを確認すればよしと。
1:32:17	ということですね。で、
1:32:21	最後ちょっとついていけなかったのが、さっき、赤字なのか黒字なのかって言っているところ、これはさっきの法令要求と照らして、
1:32:33	ケース 1 に、
1:32:38	何だっけ。
1:32:40	第 1 項の申請書で添付しなければならないっていうところの要求と一致しているのかっていうとしてなかった部分があるっていう理解でいいですかね。
1:32:53	東北電力の長谷川です。すいません。今の事実確認の内容っていうのは、我々の当初の変更認可申請書としてはっていうところでしょうか。
1:33:05	現状です。今赤字になってるか黒字になってるのかっていうところで、これをすべてケース 1 に、赤字決算要は黒字ということになってるのかという問いです。
1:33:17	はい。その通りでございます。
1:33:25	承知いたしました。
1:33:28	では赤字がケース 1 であることが、
1:33:34	と書いてある、さっき控えてはないけども、それが読み取れるということですね。
1:33:43	はい、わかりました。
1:33:44	以上です。
1:33:52	規制庁伊藤ですそれじゃあですね、
1:34:02	ちょっとどうしようかな。
1:34:07	ちょっとバラバラとした聞き方になるかもしれないんですけど、
1:34:12	設定根拠の説明書
1:34:15	ねついて、
1:34:17	今回割とその新規で追加されているというものがありますと。
1:34:24	これは新規よりも前に、どっかのタイミングで、設定根拠の説明書みたいな形で出されて、
1:34:36	いるという理解でいいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:47	今の、東北電力の長谷川です。今のご質問は、新規規制基準、要は 6000 本なる前から作っていたものがあつたのかという、阿蘇そうですね設定根拠の説明書が例えば今回、
1:35:01	あれhrの主要弁で、
1:35:04	F004ABが出てきたし、新しく出てきてるんですけど、過去の建設時からそのあとかわかんないんですけどその時に、
1:35:14	同じようなそれを出していたのかどうか。
1:35:16	という質問。
1:35:19	ちょっと施設、あと設備単位で、若干異なるかもしれないですけども記憶の中では、点字法自体は、要求ほぼなかったと思う。
1:35:29	脇セトイトウですってことは今回、この
1:35:33	設定根拠の説明書は、何というか、ゼロからつくったってそういう感じですか。
1:35:39	東北電力のハセガワではい。その通りでございます。
1:35:56	すいませんちょっと少々お待ちください。
1:36:16	規制庁伊藤です。わかりましたそれは確認して、事実確認が必要なことがあれば、確認するという形にしたいと思います。
1:36:27	と、
1:36:31	すいませんそれじゃちょっと、個別の、
1:36:35	資料に受けまして、
1:36:39	RHRの主要弁の資料、資料 5 の、
1:36:43	中ですね。
1:36:52	等、
1:36:54	ヒロキになったところは、
1:36:57	どこ。
1:37:01	T。
1:37:02	元、24 ページ、24 ページで、
1:37:06	格納施設Ⅱ、
1:37:08	の、
1:37:10	まずなんかこれタイトル
1:37:12	施設 2 じゃないような気がするんですけど、施設の 9 の下の設計条件に関する説明書、これが 44 条関係でありますと書いてあるんですけど、
1:37:23	条文整理表の 44 条のところには書かれてなくて、記載漏れですか。
1:37:47	藤クリニックの鈴木です。申し訳ありません

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:52	区の施設の説明書必要な添付書類と考えておりますので、10 ページの方の記載漏れになります。もう行かれません。
1:38:03	廃棄設備通すわかりました。そこは修正、是正追加提携してもらえればと思います。
1:38:11	追加
1:38:13	ですねどうぞ。
1:38:17	同じ資料の 22 ページで、
1:38:23	田井先生のところで、
1:38:26	ローマ数字 2 の 6-2-5-1。
1:38:31	原子炉格納施設の体制についての計算結果っていうのがあるんですけど、
1:38:36	2-5-1 ワー、
1:38:39	藤。
1:38:41	何だっけ。原子炉冷却系統施設の耐震性。
1:38:45	についての計算結果で、格納施設の方は 2-9-1 なんですけど、これは多分間違いなんですけど正しくはどうなります。
1:38:59	オオクボユフの都築ですもう一度確認をした上で、
1:39:03	資料の方反映させていただきたいと思いますが、三宅の位置が正しいと思いますので、
1:39:08	確認、資料の方に反映したいと思います。以上です。それは今答えが出せないようなものなんですかね。
1:39:42	はい。特にこのスズキです。2-9-1 が正しい記載になりますので、修正させていただきます。
1:39:49	やっぱり 2-9-1、逆に 2-5-1 の元例の耐震性は関係ないんでしょうか。
1:40:01	あくまで現 0 施設とし、
1:40:42	僕のスズキで失礼しました 2-5-1 の
1:40:46	数値は番号合ってます、
1:40:49	原子炉格納施設というところが本来原子炉冷却系統施設、
1:40:54	の記載だったので、
1:40:57	近くの説を元 0 施設というふうに主査修正させていただきます。
1:41:04	はい。
1:41:07	格納施設の方は、ここは関係ないっていう。
1:41:11	整理でよろしいですか。
1:41:16	はい、北電の鈴木です。はい。これ、格納施設を関係ないありません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:21	削除させていただきます。はい。
1:41:25	セトイトウです。わかりました。
1:41:28	あとは、
1:41:33	Aと同じ資料の 23。
1:41:38	Aですか。23 ページで、
1:41:42	構造図、
1:41:45	ですね、弁の構造ズー。
1:41:48	うん。
1:41:48	県、
1:41:50	II
1:41:52	添付のう。
1:41:55	変更の有無の理由のところ、主要寸法を追記するため変更するもの っていうふうに書いてあるんですけど、
1:42:02	すいませんちょっと認識が違ってたら、
1:42:05	訂正して欲しいんですけどこの構造図は新しく追加した図。
1:42:11	だと思っているんですが違いましたっけ。
1:42:18	サイトウクリニックの鈴木です。ここで主要寸法を追記するためと記載さ せていただいたのは、建設時の工認からの変更点ということで記載をし てございました。
1:42:31	ただ今回新規制の際の工認の時には添付しておりませんでしたので、
1:42:38	他変更認可申請で改めて新たに添付したものになります。
1:42:43	以上です。すいません所要寸法っていうのは、図でいうとどこの話で す。
1:43:02	はい。東北電力の鈴木です。35 ページの方に比較表ということで、付 けてございますが、
1:43:10	弁二つ里原爆厚さっていうところで、そっちは読み上げませんが、四角 で囲んでいる箇所。
1:43:17	が、主要寸法となっております。
1:43:19	こちらの要目表の方にも設置として記載してございます。以上です。
1:43:31	はい既設イトウです。
1:43:39	なんかでもやっぱり何か、添付書類の変更の有無の理由としては変な 気がしていて今回と取りかえ工事やるから、図をつけてるんですよ違 うでしたっけ。
1:43:51	はい東北電力の鈴木です。おっしゃる通りそのご認識です。以上です。
1:43:58	して渡島栗城のスズキですイトウ新規制工認の際は何も

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:04	改造や変更がないものだったので、添付図面を添付していなかったということで今回改めて添付するものになります。
1:44:19	特に9スズキです
1:44:24	今の理由からしますと、使用寸法を追記するというものだけではなくてですね
1:44:30	新規制工認からの変更。
1:44:33	その理由を記載すべきと考えますので、もう一度記載の方、適切な内容に修正させていただきます。
1:44:42	はい規制庁イトウですよろしくお願いします。東北、
1:44:45	電力のはずが、ちょっと補足しますと先ほどのケース、添付書類のケースで言うと、ここはケース一位に該当します。
1:44:55	もちろん今おっしゃる通り、今回の弁体の取替工事取替工事なのでもちろん構造図は必要という認識です。
1:45:04	かつ、認可済み、これ、建設工認まで遡りますけども、建設工認の構造図までいくと、今要目表で要求されている記載事項が網羅されていないので、
1:45:19	変更が必要になるということでケース1に該当ということで今回つけてる。
1:45:24	その、ケース1の1か2かの市野理由だけ今書いてあるような状態になっているということでご認識いただければと思います
1:45:33	以上です。
1:45:49	麻生一花2課の市野理由っていうのは、
1:45:54	追加があるっていうその話。
1:45:57	はい。東北電力の長谷川です今回この弁の構造図で言いますと、先ほど都築の方で言った通り、使用すると。
1:46:07	弁蓋弁箱、その厚さですね。
1:46:12	含めて、要目表記載事項の構造税のへ反映というのが必要になっているという
1:46:19	以上です
1:46:22	はい。木曾イトウです。とりあえずやってることはわかりましたので、はい。
1:46:27	承知しました。
1:46:31	うん。
1:46:34	それからすいませんちょっとこのRHRの主要弁の関係。
1:46:41	一つ質問がありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:45	ここの
1:46:47	どれを見て、
1:46:54	今回の資料にはついてないんですけど現0の基本設計方針の中で、
1:47:00	低圧注水系、残留熱除去設備の低圧注水系については、
1:47:08	重大事故等対象設備、括弧設計基準拡張というふうに書かれていますと、ちょっとすみません
1:47:18	PWRの方では耳慣れない言葉だったので確認をしたいんですけど、この重大事故等対象設備括弧設計基準拡張っていうのは、
1:47:28	SA設備、
1:47:31	ではあるっていう理解でいいんですけど。
1:47:35	はい。東北電力の長谷がその通りです。ただ、
1:47:40	市のSA設備とは違ってですね、もともとDB設備ですと、ただ、使えるものは使える条件のもとで使うというような意味で、
1:47:51	積基準拡張というようなところで、識別した形で、製設備登録していると。
1:47:58	ですので、54条の部分、全部が、
1:48:01	網羅的に満たすことは例えば、
1:48:06	多重性多様性であったり、そういうものは除外されますが、SA時にも使いますというような宣言をしているもの。
1:48:14	以上で、
1:48:16	はい、セトイトウです。
1:48:19	その上で今回の割れちゃうの、主要弁はSA設備側。
1:48:27	には入っていないということだと理解してるんですけど、それは江藤主要弁の
1:48:35	定義から外れ、
1:48:36	テイルからってそういうことですか。
1:48:41	東北電力の豊嶋です。そのご理解の通りで結構ですDB設備での主要弁、今回主要弁としてエントリーされてるのは、
1:48:51	あくまでも主要弁の定義に該当するDB設備及びSDとフィルタベント系の隔離弁。
1:48:59	ですね、そちらを今回主要弁として扱ってございます。それに該当しない今回のRHRの当該弁は主要弁登録は行っておりません。以上です。
1:49:12	はい規制庁イトウですありがとうございます。あまり新規制のときの、
1:49:18	整理をどうこう言うつもりはないんですけど一応確認をしておきたいのが、設工認手続きガイド上の説明だと、主要弁っていうのの中に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:34	工学的安全施設等起動信号により直接作動する。
1:49:40	自動操作弁っていうのがあって、これにも該当してないっていう整理になるんですかね。
1:49:48	東北電がハセガワです。いや、それに該当するので、デービー上は主要弁という扱いになると。
1:49:56	ただ、SAはSAとしてのその機能はないので、はい。
1:50:01	SA系統としての主要弁には該当しないと。
1:50:08	そうです。今、あくまでも主要弁の今、ガイドで主要弁の定義をされてるのは、あくまでもDBの中の、
1:50:18	ものだけになります。ただ、とは言っても、フィルタベント系については、SAの中でも重要な設備になるので、ベントという意味で、
1:50:28	なので、その主要面についてはちょっと追加でそこ主要弁、ガイドから離れる。
1:50:36	そこを使用弁。
1:50:38	今、登録になっているような形になって、
1:50:42	あそこはすみません
1:50:45	聞き方的には、
1:50:48	SA時には、今回のRHRCORHRSの減は、SA時の機能を期待してないってことですか、してるんですか。
1:51:00	東北電力の豊嶋です流路としては期待して
1:51:06	あくまでも主要弁として扱っているのはガイドで見てもBWRであればあくまでも流路低信号または公安施設の作動信号。
1:51:16	によるものということでPWRの方ですと若干SAの絡みもあるような記載ございますがBとしてはあくまでB。
1:51:27	関連は訂正でいくと、繰り返しになりますけどフィルターベントの隔離弁のみが、
1:51:33	主要弁となつてると。
1:51:37	ということになります。以上です。はい、斉藤です。わかりました。
1:51:43	湯流路としては期待しているけど主要ベンダーないということで、
1:51:50	ひとまず承知しました。
1:51:58	規制庁井藤です。大分時間が経ってしまったんですけど、
1:52:04	どうでしょうか。
1:52:07	すみませんちょっと書類の関係でもう一つ、
1:52:11	質問させてください。
1:52:14	どれぐらい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:19	添付書類のローマ数字 6-1 の中のはちいで、
1:52:28	原子炉格納施設の
1:52:32	設計の実績。
1:52:34	工事及び検査の計画っていうのがあると思うんですけども、
1:52:38	そこで
1:52:41	今回変更なしになっていますと。
1:52:46	ちょっと一つの確認したいのが、SGTSの主要元。
1:52:51	については一応今回要目表が変わって、
1:52:56	いるんですけども、ここについては、
1:53:00	ローマ数字 6-1 の 10-8 の資料への反映っていうのは要らないんですかね。その確認させてください。
1:53:27	あっち見ると一応新規制新規性の設工認の同じ資料見たら
1:53:33	今回申請対象のSGTS主要弁のところは、施設設備であり、当時の調達管理に基づき実施していると書かれていて、そこは、
1:53:44	変更の必要があるのかないのかっていうところの質問です。
1:53:50	東北電力の片田です。衛藤当該のSGTSの主要弁につきましては、
1:53:57	新たに調達を実施するものでは、工事を実施するものではございませんので、そこについては5 ナイトウを考えてございます。
1:54:07	以上です。
1:54:10	これは、工事を実施するものではないっていうのは、要目表の変更。
1:54:15	っていうのは、その工事の中には含まれてないですか。
1:54:28	東北電力のオカダです少々お待ちください。
1:55:04	衛藤。東北電力の岡田です。本件について確認の上、回答させていただきます。
1:55:12	はい、衛藤規制庁伊藤です。承知しました。よろしく申し上げます。
1:55:19	はい。はい。
1:55:21	東北電力の豊嶋ですけれどもあくまでも変更後、要目表自体は変更後の修正をすることで実効Gの有無にかかわらず、あくまで改造であると、改造の工事であるというふうに整理をさせていただきます。
1:55:36	一方で当該弁についてはただ実態としては
1:55:41	要目の記載の変更であって、実工事は伴わないということで、調達を新たに行うものではないので、この工事の実績等については、
1:55:52	当該の図書です、設計に関わるプロセスの実績工事に関わる、計画を変更するものではないということで、
1:56:03	t噴火済みの計画から変更はないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:06	記載をさせていただいてるものでも、
1:56:11	はい。
1:56:28	すいません東北電力豊嶋ですけど、という、
1:56:33	東北電力の長谷川です。今の回答も含めて、ちょっと、はい。再整理させていただきますが、こちら、今言ったのは、調達自体は、はい。もうすでに来てあるもの。
1:56:45	ただ、もう一つあるのが、今回、設計、
1:56:48	変更というような扱いにしているので、その部分のこの表現の仕方については、すいませんちょっと検討させていただきたいと。
1:57:00	はい。セイトウで承知しました。よろしくお願いします。
1:57:06	そろそろ2時間。
1:57:07	経ってしまっているんですが、
1:57:11	ほかに質問、規制庁側からありますか。
1:57:19	いいですか。
1:57:21	すいません。ちょっと今日のヒアリング的なここで区切らせてもらいたいと思っておりますが、よろしければ最後に、振り返りということで、今日の内容をちょっと言ってもらってもいいでしょうか。
1:57:43	はい。東北電力目時でございます。totoのヒアリングの振り返りの方、やっていきたいと思っております。
1:57:50	途中抜けとかあるかもしれませんが、そこは適宜フォローいただければ
1:57:55	まず一つ目ですね、資料ナンバー2、逆止弁ファンネルの読む表記載変更についてのところで、
1:58:01	コメントいただきましたところで言いますと回答整理表上で表現が不足していて、衛藤電力側、回答した内容をうまく表現されていないので記載を充実して欲しいということでコメントをいただいております。
1:58:14	もう1点、衛藤。
1:58:16	ファンネル、逆止弁ファンネルとRHR、また2.5系統で評価方法が異なるので、添付書類の変更有無ではなくて両者の違い、考え方を整理し資料に、当資料にて説明して欲しいということでコメントいただいております。
1:58:29	続いて資料No.5ですね、荒れ地ある費用弁の全体処理工事のところで、
1:58:35	ありますけれども、
1:58:37	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:41	沢口の主要弁についての安全設備の位置付けですね、どこに記載するかという、どこに該当するかというところの記載に関して今回代表する、該当する
1:58:52	箱をのみ、と記載してたものですがけれども、
1:58:55	江藤該当するものはすべからく記載するということでコメントいただいておりますので、処理を充実化して記載することとしたいと。
1:59:06	続いて、コメントNo. 109 ですね、10 条の適合性建設に関するところですけれども、
1:59:13	まず、回答の趣旨としてはご理解いただいたと思っております。その考え方をどこか資料に記載できる部分がないかということでコメントいただいております。
1:59:22	参考としまして 14 条 15 条のところでも各設備に対する荷重条件を整理した表等がないかということでコメントいただいておりますので、
1:59:32	まず、そういった意見も参考にしてですね、記載場所については検討していきたいと思っておりますので資料の方に反映したいと思っております。
1:59:41	資料については申請書以外の書類に記載するようにということでコメントいただいております、
1:59:48	ナンバー110 に対するコメントです。
1:59:51	SGTSのプラス、4 からプラスにするといった観点。
1:59:57	ここは、現在それを説明している記載がどこにもないということでコメントいただいておりますので、
2:00:03	こちらについても補足説明資料から添付書類下の方に記載をしたいと思っております。
2:00:08	鴫田に関しては、記載の適正化したことについてグランドルール等も併せて確認した上で、今回の変更が適切であることを、
2:00:15	資料に記載するようにということでコメントいただいております。
2:00:27	はい。東北電力の仲野です。
2:00:30	あとはですね、回答制御の 84 ページ以降ですね、今回赤字黒字ということで書いてましたけどそれはケースとの、
2:00:39	関係性がわかるように整理するというコメント。
2:00:45	サトウ。
2:00:47	またちょっといくつか、記載の誤りがありました。こちら適切に反映して、
2:00:55	最後ですね、今ほどありました添付書類の 6-1 の 10-8。
2:01:00	こちらのSG計算仕様便の変更の工事を踏まえて、記載の変更。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:05	あるのかないのか、この辺の整理について、改めて実施するということで対応したいと思います。
2:01:12	江藤いただいたコメント以上となり、
2:01:32	あ、はい規制庁イトウれ数、一応項目としてはあったかなと思いますので、
2:01:39	開会等の準備をお願いしたいです。
2:01:45	どのぐらいかかりますかね。
2:01:48	めどを教えてくださいと幸いです。
2:01:57	はい。東北電力の仲野です。
2:02:01	今週、
2:02:03	ですね、回答を整理して、
2:02:06	提示できるように対応したいと思います。はい。次回、
2:02:10	ご説明いたさせていただく機会。
2:02:12	来週の前半くらいにできればと。
2:02:16	あまりそこを含めて、
2:02:20	Excessをイトウれそうしました。また追って日程調整をさせていただきます。はい。
2:02:29	それではヒアリングは以上としたいと思います。よろしいですか何か最後に、規制庁側、東北電力はありますか。
2:02:40	いいですかね。
2:02:42	はい。
2:02:43	では以上で終わりますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。